

選挙供託金違憲訴訟とは



私たち供託金違憲訴訟弁護団は、我が国の選挙供託金が、世界で最も高額であり、国民の憲法上の権利である立候補の自由及び議員資格の平等（憲法 15 条 1 項、44 条）等を侵害していると考え、弁護士によって結成されました。

我が国における選挙供託金制度は、衆議院及び参議院の比例区で 600 万円、衆議院及び参議院の選挙区で 300 万円となっています。このように極めて高額な供託金制度の下では、国政選挙に参加したいと考える一般市民が、自由に立候補することが極めて困難な状態にあるといえます。

また、世界各国をみても、そもそも立候補時に選挙供託金を必要としない国も多数存在しますし、また、選挙供託金制度を有する国であっても、その金額は、我が国の選挙供託金と比較すると遥かに低額です。



宇都宮健児弁護団長

本件訴訟は、2014 年 12 月 14 日に行われた第 47 回衆議院議員選挙の小選挙区に立候補しようとしたものの、300 万円の供託金を用意することができず、立候補届が受理されなかった方が原告となり、立候補の自由等を侵害されたことによって精神的苦痛を被ったとして、慰謝料を被告国に請求する国家賠償請求事件です。

「世界一高い供託金」は憲法違反です

違憲判決を求める署名にご協力を！

裁判支援のカンパ大歓迎！

選挙供託金違憲訴訟を支える会

●カンパ振込先（ゆうちょ銀行振替口座）

口座番号 00130-4-603610
名称 選挙供託金違憲訴訟を支える会

◆他行等から振り込みの場合
店名：〇一九 種別：当座 番号：0603610

選挙供託金違憲訴訟を支える会

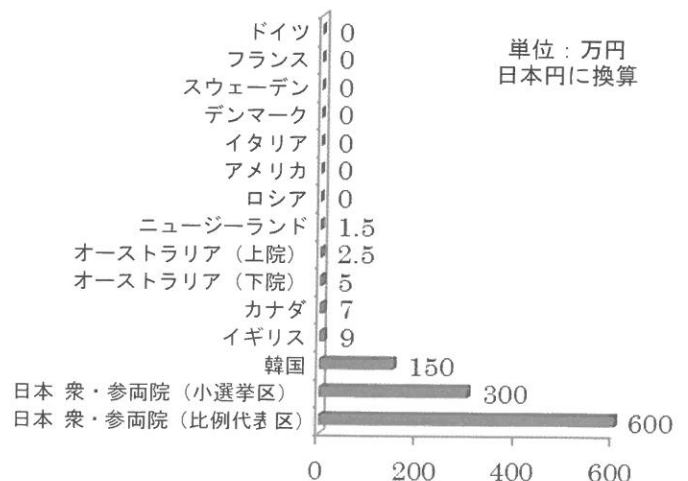
〒330-0064 さいたま市浦和区岸町 7-12-1
東和ビル 4F 埼玉総合法律事務所内
TEL:048-862-0342

選挙供託金違憲訴訟弁護団
事務局長 弁護士 鴨田 譲

<https://kyoutakukin.jimdo.com/>



世界一高い供託金



立候補の自由を侵害する世界一高い 選挙供託金制度の違憲判決を求める署名

供託金制度は憲法違反

現在、我が国では、国政選挙に立候補する場合、選挙区で300万円、比例区で600万円という多額の供託金の納付をしなければなりません。しかも一定の得票数に達しなければ供託金は没収されます。このような供託金制度は、国民に立候補の自由を保障した憲法15条や、国会議員の資格について「財産又は収入によつて差別してはならない」と定めた憲法44条ただし書きに違反するものです。

世界一高い供託金！

諸外国の事例では、アメリカ、ドイツ、フランス、イタリア、ロシアなどでは供託金制度がありません。しかもそれらの国では、泡沫候補や売名候補の濫立による混乱はありません。また、供託金が存在する国であっても、イギリスやカナダでは10万円程度です。供託金制度の目的は泡沫候補や売名候補の排除とされていますが、それを判断するのは有権者の権利です。また、一定数の署名を立候補の条件とする方法を採用するスイスなどの国もあります。

低所得者の立候補の自由を制約する

現在、日本の勤労者の年収300万円以下は52%、働く女性の年収300万円以下は74%（総務省統計局・2015年度労働力調査）。金融資産ゼロ世帯が2人以上世帯で30.9%、単身世帯で48.1%、金融資産額300万円以下は77%にも上ります（金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」2016年）。供託金300万円、600万円は、これら半数にもおよぶ低所得者の立候補の自由を制約するものに他なりません。

以上の趣旨から、立候補の自由を侵害する世界一高い選挙供託金制度の違憲判決を求めます。

お名前	ご住所

呼びかけ団体 選挙供託金違憲訴訟を支える会

- 連絡先・署名送り先 〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-12-1 東和ビル4階 埼玉総合法律事務所内
電話 048-862-0342 選挙供託金違憲訴訟弁護団 事務局長 弁護士 鴨田譲
- 取り扱い団体 【 】